

中川村議会 令和7年6月定例会一般質問（6／10） 長尾和則

○4 番 （長尾 和則） 私は、さきに提出しました通告書のとおり、本日は大きく3項目について質問をさせていただきます。

最初に「ふるさと応援寄付額を増やすためには」について質問をいたします。

本年2月27日の3月定例議会において村長から説明のありました令和7年度予算提案と村政運営の（チャイム鳴り発言中断）令和7年度予算提案と村政運営の基本方針、この中では、村の歳入について「自主財源に乏しいわが村は、ふるさと応援寄付金等の財源確保等に知恵を絞らないと今後予定される大型事業建設に影響を与えかねない状況」とあります。

また、本年4月から展開中の第6次総合計画後期基本計画の中で、その推進のために役場の複数の部署や機関などが連携する分野横断施策がうたわれています。その中では「地域資源を活かした経済の活性化」として幾つかの具体的な実施事業が挙げられております。

「農業を軸とした経済活性化の推進」の項では「★プロモーションやふるさと納税の活用などによる農産物のブランド構築推進」とあり、関係する数値目標として、果物オーナー制度——ふるさと納税返礼品の利用件数を令和5年度実績の16件から、後期計画対象期間5年間の累計値を75件とする旨を示しております。

質問の1点目です。

ふるさと応援寄附額を増やすためには後期計画に示された目標だけでは不十分であり、知恵を絞った具体的な施策を検討、実施する必要があると考えます。

村の特産品である農産物等の物品を返礼品とする施策を拡充するには限界があると思います。

確かに中川村の質の高い農産物はふるさと納税の返礼品として大変魅力的だと思います。ただ、御承知のとおり、村の農家の方々が丹精込めて作った農産物を返礼品として提出いただくには数量的に限界があります。無理に限界数量以上の農産物を提供しようとして本年3月に須坂市で発覚した産地偽装のような事態を生じてしまっては元も子もありません。

私は、新たな返礼品として寄附していただいた方に農業体験等を提供し、中川村のすばらしさ、これを体感していただく施策を加えたらどうかと考えます。

すなわち、物を主体とした現在の返礼品に事を加えることを提案します。

ふるさとチョイスやさとふる等のふるさと納税サイトで「農業体験」と入力して検索しますと数多くの事例を見ることができます。私が昨日見ましたら、ふるさとチョイスでは「農業体験」と入力すると昨日現在で337件の事例が示されました。事を返礼品としている自治体は全国各地に多数存在しております。

参考までに、農業体験以外の例を2つ挙げてみたいと思います。

お隣の松川町では、町内のとある果樹園のど真ん中にテーブルをセットして、屋外でフレンチのシェフによって丁寧に作られたコース料理を味わっていただくといった事の返礼品があります。

諏訪市では、霧ヶ峰の草原トレッキング、これのツアーを返礼品としています。

中川村議会 令和7年6月定例会一般質問（6／10） 長尾和則

霧ヶ峰の大自然を五感を使って感じていただく事をアピールしているわけです。

中川村は返礼品としての事を提供するポテンシャルは大変大きいと私は考えますけれども、村の見解をお尋ねいたします。

○地域政策課長 最初に、ただいまの質問の後期計画の関係と財源についての関係で私のほうから答弁をさせていただきます。

第6次計画の後期基本計画の114ページのところの適正な行財政運営の施策の内容に「○村税や使用料、手数料収入のほか、様々な手法による自主財源を確保します。」としておりまして、こちらはふるさと納税の増収についても含まれているものとなっております。

令和6年度のふるさと応援寄附金は8,600万円余りとなり、財源確保を行う中でも重要なものとなっております。ふるさと応援寄附金の確保は今後も財政確保の上で重要な役割を持つこととなると考えております。

○産業振興課長 私のほうからは返礼品の実際の取扱い担当部署ということで答弁させていただきます。

平成29年9月定例会における議論をきっかけとしまして、平成30年から返礼品を伴うふるさと納税制度として取り組んでおり、返礼品の取扱いを始めるに当たっては、企画委員会の下にワーキンググループを設置しまして、返礼品競争ではない形で中川村の魅力を発信するための取組の方向性や実施体制を検討しました。

令和3年度には、交流センター係、こちらに所管を移しまして、村の魅力を発信する手段として制度を活用するという基本的な方向性を維持しながら制度を運用、交流人口の拡大にもつなげております。

令和4年以降、議員の提案にあります事、農業体験——こちらには収穫体験も含んでおりますが、ですとかキャンプ場の利用券、令和6年には現地決済型ふるさと納税を導入しまして、制度の活用による来訪や周遊の可能性も探っているところであります。

令和6年12月にはふるさと納税返礼品でブドウのオーナーになったことをきっかけに村との関係を深めさせていただいた事業者と村との地域活性化に向けた包括連携協定の締結に至るなど、制度をきっかけとした交流人口の拡大から関係人口の拡大へと関係性の深化も実現しています。

返礼品については、地域の生産者の皆様に協力をいただいていることにより提供できるものであり、今後も生産者の皆様に御協力をお願いしながら村の魅力を発信するための手段として制度の活用を図っていきたいと考えております。

○4 番 （長尾 和則） 交流人口の拡大から関係人口の拡大ということで、様々な取組をしておることは分かりました。そういう努力は大変大切なことだと思いますし、ぜひ継続をお願いしたいと思いますけれども、増収しようと思うと、さらにもう一回りいろいろな知恵を絞る必要があるんだろうなと思います。

私が個人的に考えた例を幾つか申し上げますので、参考に——参考にというか、

一つのネタにさせていただいてもよろしいかと思うんですが、まず、今、産業振興課長のほうのお話にキャンプ場の券というお話がありましたけれども、あそこにある（キ？）の陣馬形山、大変あそこはインパクトがあると思います。今は運営会社の方が熱心に取り組まれておりますけれども、運営会社の方と十分協議をして、あそこに年に数回、返礼品としての宿泊を提供すると、これは都会の方にとっては大変インパクトのある返礼品になるかと思います。

2点目、南向発電所で発電した電気。

伊那市は市内にある中部電力ミライズの2つの発電所で発電した電気を伊那市産CO₂フリーでんきとして今年度から返礼品として登録したことが5月13日の信濃毎日新聞で報道されております。今月3日からは、宮田村と阿智村も、やはり中部電力ミライズと提携して同様な取組を始めたことも報道されております。

南向発電所は、今回、登録有形文化財に指定されるわけですが、地域の宝でもあるわけですから、中部電力ミライズさんとよく調整した上で脱炭素という事を返礼品としてアピールするのもインパクトがあると思います。

さらに言えば、昨今の米不足の状況を考えれば、果物オーナー制度のいわゆる姉妹施策としてお米のオーナー制度という発想もありだと思えます。中川村の農業政策として中山間地の農地の活用が話題になります。先ほど3番議員との議論でもその話題が出ました。そういったところの水田での米作りにふるさと応援寄附をしていただいた都市住民の方に農作業に参加していただいてお米の収穫を分かち合うという発想であります。

いろいろ問題はあるかと思いますが、何ととっても、日本人の主食であるお米の生産に都会の方に関わっていただいて、大自然に抱かれて農作業に汗をかくということは、我々の想像する以上に都会の方々にとっては魅力的なことなのかもしれません。

現に、先日、信毎の1面の「斜面」に出ておりましたけれども、そういったオーナー制度の水田は農地や農山村を守る手だてとして全国各地で取り組まれているということが書かれておりました。昨年来の米不足でにわかに注目されて大都市近郊では申込みや問合せが相次いでいると「斜面」には書かれておりました。

先ほど申し上げたとおり、中川村は村外の方々から見て魅力的な事のポテンシャル、これは大変高いと思いますので、ふるさと応援寄附額を増やすために知恵を絞って具体的な施策を検討、実施いただくことを強く提案したいと思います。

質問の2点目に移ります。

中川村においても、事の返礼品としては、さきに言いました果物オーナー制度と地域おこし協力隊員が考案された中川村ふるまちPayがあります。先ほど産業振興課長のお話にもありました。これを考案、実施された地域おこし協力隊員の方には敬意を表しますが、今後新たに事の返礼品を考案するには多くの人のアイデアや発想が必要と考えます。

先ほど当初は企画委員会で返礼品を選んだというお答えをいただきましたけれ

ども、これは、やはり多くの方が関わっていただく必要があると思います。

後期基本計画の分野横断施策の実施事業に、ふるさと応援寄附額の増進施策、これを加えることを提案しますが、いかがでしょうか。

○地域政策課長 返礼品については、農業観光交流センターにて村内の農家の皆さんと連絡を密にしながら中川村ならではの返礼品について、現状、考えているところであります。年度ごとに検証を行いながら、農家さん、つまり生産者の方々と納税者のことを考えながら返礼品のブラッシュアップを図っていると思われま

す。近年では返礼品となる果物オーナー制度でお越しいただく方も増加傾向でありまして、関係人口の創出、拡大へも大きく寄与していると、また、その関係から地域活性化や地域課題解決に向けた幅広い分野において共同の取組を実現させるため企業との包括連携協定を締結した事例もあります。

物産展への参画やインバウンド、農産物等の輸出など、新たな展開につながる事例もあるため、事の返礼品も重要であると考えております。

議員の先ほどおっしゃった中川村ふるまちPayについては、交流センター係において運営事業者との調整を行い導入した経過でありまして、気軽に寄附ができ、その場で返礼品を受け取ることができ、タイムリーに村を楽しんでいただくことが可能ということで、地域の魅力に寄附をいただくものとなっており、新たな視点でふるさと納税へ寄与しているものと考えております。

現状は農業観光交流センターで考案している部分がありますが、地場産品の返礼品の新たな開拓や体験型のメニュー等、様々な視点から展開することも考えながら横断的に取り組んでいくことは、議員がおっしゃるように重要と考えております。

どのようなメニュー、返礼品があるかを再確認させていただきながら、ふるさと応援寄附制度の推進について各課を横断しての検討をしていきたいと、これが進めば、さらに村の魅力の発信や交流人口の拡大、関係人口の拡大につながり、結果的には寄附額の増進にもつながっていくと考えております。

○4番（長尾 和則） そうですね、三人寄れば文殊の知恵という格言もありますので、役場の関係者の方々が大勢集まれば、またすばらしいアイデアや発想が生まれてくるんだと思います。

3月定例会で村長から説明いただいとおり、やはり、村の歳入財源確保、これを着実に行っていくためには様々な施策を展開する必要があるかと思えますので、ぜひ総力を挙げて寄附額の増進、お金が目的ではないんですけれども、関係人口とか交流人口の増大、村にとってはいいことづくめだと思いますので、ぜひ積極的な推進を図っていただきたいと思います。

それでは、大きい項目の2つ目「村のカスタマーハラスメント対策について」お尋ねをいたします。

この問題を今回取り上げた理由ですけれども、中川村役場や教育現場で働いておられる方々は、地域住民のために日々一生懸命、真摯に真面目に業務に取り組

んでおられると思いますけれども、近年話題になることの多いカスタマーハラスメントによって心身が衰弱するようなことがあっては、御本人、またその御家族、また職場の方々にとって大変不幸なことであると思います。

私自身も、会社員時代、お客様対応において理不尽な思いをしたことが多々ございました。そのダメージの大きさっていうのは、大変、自分も味わっておるものですから、それをよく知る者として、中川村の職員の皆様方が村内外の方々と接触される中において、ハラスメントによってつらい思いをされる事例を少しでも減らすことが、御本人やその御家族はもとより、村民のためにもなると確信をしておりますので、質問に取り上げさせていただきました。

では質問に入ります。

顧客や取引先が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント――以下カスハラと表現いたします。カスハラ対策を全企業に義務づける労働施策総合推進法などの改正案が現在開催中の通常国会で審議中であると通告書には記載しましたが、先週 6 月 6 日水曜日、参議院本会議で賛成多数によって可決・成立をしております。本年 3 月 11 日に衆議院で議案が受理され、5 月 20 日に衆議院を通過して参議院に送られ、先週、成立をしたわけです。

法律では、カスハラを 1 顧客や取引先、施設利用者等の言動、2 言動が社会通念上許容される範囲を超える、3 就業環境が害される、この 3 要素を満たすものと定義しております。

お客様は神様との意識は変わりつつあり、企業は従業員保護のための対策を急ぐ時代となっておるわけであります。

先ほど言いました労働施策総合推進法改正は民間企業の事業主に対してカスハラ防止に向けた雇用管理上の措置を講ずる努力義務を新たに課す内容となっているため、直接的な適用は国家公務員または地方公務員にはありません、しかし、実務上、政策上は、この改正の趣旨が公務職場にも波及する可能性は高いと考えられていますと通告書には記載しましたが、先週の新聞報道によりますと、今回の改正法では、企業だけではなく、自治体も義務化の対象にしたというふうに報道されました。どうも審議の中で変わった模様であります。

具体的な内容は国が今後策定する指針で示すようですが、カスハラそのものを規制するわけではなくって、被害発生時の対応方針をマニュアルで明確にすることや相談体制の整備を想定しているようであります。

一方、東京都では国に先駆けてカスタマーハラスメント防止条例を本年 4 月 1 日に施行いたしました。都の条例は都庁職員や区役所職員などの公務員も保護の対象となっています。

東京都のほかにも北海道と群馬県が同趣旨の条例を施行し、愛知県と三重県も制定する方針であることが 3 月 25 日の信濃毎日新聞で報道されております。

また、松本市が昨年 11 月に全職員 3,000 人を対象に行ったアンケート結果では、回答した 623 人のうち 5 割超が直近 2 年以内にカスハラを受けたとした結果

も 3 月 18 日に報道されています。迷惑行為の内容は、暴言や罵声、内容を繰り返すクレーム、長時間の拘束などが多かったとされております。

松本市役所のカスハラ対策室は、有識者でつくる協議会を設置してカスハラ防止条例の制定に向けた検討を進めているようですけれども、一方で、行政サービスや職員の対応に対する住民の指摘や意見とカスハラ、この 2 つをどう線引きするかは課題との認識を示しております。カスハラの実態や判断基準についても松本市は協議会で検討する方向だと新聞報道されています。

質問の 1 点目です。

中川村の村長部局において現在実施しているカスハラ対策はどのようなものがあるのか、また今後カスハラ対策を拡充する計画はあるか、お尋ねをいたします。

○総務課長 4 番議員の御指摘のとおり、昨今、カスタマーハラスメントにつきましては社会的な問題となっており、行政職場におきましても対策を考えなければならない課題の一つであります。

このような中、昨年、上伊那のある自治体から顧問弁護士に職員向けのクレーマーへの対応マニュアルを作成してほしいと依頼がありまして、当該弁護士が 8 市町村共通の顧問弁護士であったことから、作成したマニュアルを上伊那管内の他の自治体へも提供していただきました。当村でも早速マニュアルを職員に配信いたしまして、臨機応変な対応ができるよう周知をしております。

また、今後の対策といたしまして全職員を対象にしました窓口接客とクレーム対応研修を今月 25 日に実施する予定であります。この研修につきましては、外部講師をお願いしまして実践的なスキルを習得することを目的にしており、カスハラの実態や判断基準についても学ぶ内容となっております。

一方で、冒頭で申し上げましたとおり、この問題につきましては官民共通の問題でありますので、今後は、それぞれの自治体で対策を考えるというよりも、東京都や他の都府県と同様に、県においても関係条例の制定を検討していただくことを期待したいと思います。

○ 4 番 （長尾 和則） マニュアルや研修ということで、もう既に計画、実施されておるということで、分かりました。

1 点お聞きしたいんですけれども、私自身の経験と照らしてみても、やはり窓口、フロントにおける皆さんからすると、後方に控える管理職の方々、このバックアップがあるかないかによってダメージを受けたときの大きさっていうのは格段に違う、これは私の実体験上の話であります。そこら辺の体制っていうのは何か現在あるんでしょうか。

○総務課長 先ほど申しましたとおり、弁護士のほうで作成されましたマニュアルの中身につきましては、なかなか職員一人では対応が難しい事例につきましては管理職も含め複数で対応するという内容が記されておりますので、お願いいたします。

以上です。

6 月 4 日水曜日

- 4 番 （長尾 和則） 分かりました。ぜひそんな対応でお願いしたいと思います。
- 実は、私、この質問をするに当たって数名の役場職員の方とお話をさせていただきました。いずれの方も、その昔、カスハラという概念がない時代において、役場の皆さんはそれぞれ大変な思いをされたことをお聞きすることができたわけでありです。そういった事例を乗り越えてこられた職員の皆様には、改めて敬意を表したいと思います。
- 職員の方の中にはカスハラを受けても御自身のメンタルをコントロールできるスキルをお持ちの方が見えました。対応した相手方の態度を責めるのではなくって、身につけられた知識を基に御自身の気持ちをコントロールされて御自身のダメージを極小化するということでありました。
- 私からそういったスキルっていうのは役場職員の皆様と共有することができるんですかとお尋ねしたところ、できますということでしたので、ぜひ、先ほどおっしゃられた研修の場等においてそういった方のスキルを水平展開していただくことも、またお考えいただけるといいのかなと思います。
- 質問の2点目です。
- 介護現場で働くケアマネジャーの33.7%が過去1年間にカスハラを経験していることが日本介護支援専門員協会の実態調査で分かったことが4月20日に報道されております。
- 私やほかの議員から過去の一般質問において介護現場で働いておられる方々の様々な御苦労を取り上げておりますけれども、ケアマネジャーを含めて、介護現場のスタッフの方々がカスハラでつらい思いをされることはあってはならないことだと思います。
- そういった意味で、中川村の介護現場での状況はどうか、また何らかの対策は実施しているのか、お尋ねをいたします。
- 保健福祉課長 それでは介護現場の状況についてお答えをさせていただきます。
- 議員の質問にあります日本介護支援専門員協会の実態調査は、まだ調査段階で、詳細は公表されていませんが、介護支援専門員が受けるカスタマーハラスメントは、介護サービスを受ける本人、介護をする方や家族、親族からが多くを占めると考えられています。業務の特徴から、利用者の自宅に出向き対応するため、迎え入れられる立場となり、主導権が利用者や家族になりやすいためなどが理由として考えられています。
- 中川村の介護現場では、カスタマーハラスメントを受けた場合を含め、問題があった場合は必ず事業所の責任者や地域包括支援センターに相談するようお願いしてあります。
- 件数としましては年間2件ほどで、毎年同じくらいの件数となっております。
- 対応策としましては、まず第一に十分な理解が得られるような説明をすること、相手が分からないことを分かるようにしてクレーム的な言動を防ぐことが必要とされています。

- そして第二に、上司や同僚に相談し、一人で対応しないこととされています。
- 福祉職や医療職などの対人援助職という専門分野ではクレーム的な言動の背景には援助を要するニーズが潜んでいることが多いと言われていて、一般的なクレーム対応という側面だけでなく、対人援助として対応することも求められています。
- 今後、高齢者が増加する一方、介護支援専門員は人員不足となることが予想されていますので、ガイドライン等を作成し、予防、対応に努めていきたいと考えております。
- 4 番 （長尾 和則） 分かりました。体制は組まれているということで、そうですね、ほかの業務と比べると、介護関係の方は、先方の御自宅等、相手方の土俵っていう言い方はよくないかもしれませんが、伺う機会が多い、となると、やはり何か起きたときにバックアップが——役場庁舎で万が一そういうことがあれば、バックアップの体制は十分、先ほど取っておられるということを総務課長からお聞きしましたが——介護現場の場合はそういったことが難しい状況も想像できますので、先ほど課長がおっしゃったようなチームとしての体制にこれからもぜひ磨きをかけていっていただきたいと思います。
- 質問の3点目です。
- 本年5月8日、東京立川市にある小学校に男2名が不法侵入して教職員5人にけがを負わせたという事件が発生しております。皆さん御存じかと思います。
- 報道によりますと、子ども同士のトラブルに関して母親が担任教諭と面談しましたがけれども、話がまとまらず、母親が知人男性2人を連れて学校に乗り込んだということでありです。教育の現場に暴力を用いるという考え方は、もう論外ですけれども、絶対に許すことはできません。
- この事例のように、モンスターペアレントと呼ばれる保護者が学校側と様々な摩擦を生じさせて、それに対して先生方や関係の方々が本当につらい思いをされているという報道が、近年、昨今は増えているように思います。このような事例も教育現場におけるカスタマーハラスメントと言えるのかと思います。
- そこで、教育長部局の現場においてカスハラ対策を要するような現状はあるのか、お尋ねをいたします。
- 教 育 長 今回の立川市の、もうあれは本当に事件と呼べるものなんですけれども、非常に衝撃的なものであり、大変な時代になってしまったなということを私も改めて感じました。
- まずは一般的な状況から少しお話をさせていただきたいと思います。
- カスタマーハラスメントについては、御説明にもあるように、理不尽な要求ということが言えると思いますけれども、学校などの教育機関においては、その一つとして、議員からも御指摘がありましたモンスターペアレントと言われる保護者の存在が上げられるというふうに承知をしております。
- モンスターペアレントという言葉ですけれども、これは教育者の向山洋一氏に

よってつくられた造語なんですけれども、学校などの教育機関に対して常識を逸脱した過剰な要求や理不尽なクレーム、暴言などを繰り返し行う保護者を意味しているとされております。

学校などの教育機関が保護者の方とか地域の方から御意見や苦情を頂くということは、これはあり得る話でありまして、学校が足りないところを改善するきっかけになるということも少なからずございます。そういった点では、まずはお話をしっかりと聞かせていただくということが姿勢として求められるところではなると思いますが、ただ、どこで線を引いてこうしたものについて対応するかということは、やはり判断が難しいところかなというふうに感じております。

実際に、そのことが教員の負担になり、ついには学校を休まざるを得なくなった事例も全国にはございますので、しっかりと見極めながら組織的に対応することが学校でも必要であるというふうに認識をしております。これは一般的な状況であるというふうに思います。

議員からは中川村でカスハラ対策を要するような現状はあるかというお尋ねでございます。

結論から申し上げますと、そう判断できるような事案、そういったものは、今のところ教育委員会としては承知をしておりません。

そうはいつでも、昨今、頂く御意見もございますが、そういった昨今の御意見の傾向としましては、御自身の価値観を強くお持ちの上で、ゼロか百かの考え方、すなわち、やるのかやらないのかというような類、物事を白か黒かはっきりさせることを求められるような御意見も傾向としてあるかなというふうには感じております。

中間的な見方や選択的な見方で意見が頂けない、そういうものもありまして、昨今は子どもたちの実情も多様化が進んでいる中で、学校現場とするとなかなかそう言い切れない状況もある中で、そうした価値観を背景にした御意見もあるかなというふうには感じているところであります。

また、若い先生ほど経験が浅く、対応に苦慮する可能性もあると思っておりますが、基本的には、やはり学校においては学校現場の中でそういった状況が展開されとか、あるいはお電話をいただくとか、そういうことがありますけれども、教頭や校長――管理職と一緒に対応するということが常にありますので、そういうことについては一緒に対応するという状況でございます。

いずれにしても、学校現場においては、保護者の皆様とは、ふだんから対話を大事にする、あるいは信頼関係づくりを進めるということも重要であろうかと考えております。

また、議員からもお話がありました東京都のこともあります。新たな取組も東京都のほうで始まっているというふうにお伺いしておりまして、東京都で施行されたカスハラ防止条例は教育現場にも適用されるということだそうですので、注目しております。

都教育委員会が年内を目標に対応策をまとめるとしております。有識者の中には、対応マニュアルなどがあれば教員側も対応しやすくなるほか、保護者側も冷静になって学校に要望を伝えられるようになり、子どもたちのための解決策につながっていくのではないかと御意見もございます。今後はこうした動きが進んでいく可能性があるかなというふうに思っております。

こうしたことの問題の本質は、一番は子どもが置き去りにされてしまう、そういうことが一番の問題になってまいります。そうならないように対応していくことが大変重要であります。教育委員会としては、現時点ではまだ対応策の検討というところまで考える段階にはございませんが、これからも学校の現状をしっかりと教育委員会として把握しまして、事案によっては一緒に考えていくという対応をしていきたいというふうに思っております。

○4 番 （長尾 和則） 分かりました。教育現場においても、そういったときには組織的に対応されておるというお話でありました。

今、教育長のお話を聞いていて感じたんですけれども、そうですね、最近の世の中は白か黒かを大変はっきりつけたがると、確かにそういう傾向で、それによって摩擦が生じるというケースがあらゆる場面であるんだと思います。その背景には、先ほど2番議員がおっしゃったSNS社会、こういった風潮がそういったところに拍車をかけておるんだろうなと思います。

私が最近読んだ本の中でなるほどと思ったのは、DD論っていう論があるんですが、どっちもどっちと、いいか悪いかではなくて、どっちもどっちという発想がないと、これからの世の中ってというのは、やはり極端に走ってしまうということです。

ですから、特にクレームのような場合は、完全にいいとか悪いとか、なかなか難しいところはあるかと思っておりますので、特にそちらに座って見えるトップの方々がフロントの方々を守ってさしあげて、いいところへ着地させるというのが、一番、村民にとっても、当然、役場の職員の方にとってもいいことだと思いますので、もう十分やっておられるということは今の答弁を聞いて分かりましたけれども、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは3問目に入らせていただきます。

「「新たな学校」の校名を早期に村民公募しては」についてお尋ねいたします。

村が現在取組中の施設一体型の小中一貫校――義務教育学校――以下新たな学校と言わせていただきます。新たな学校づくりは、プロジェクトの第2期、基本計画策定の最終年度を迎え、現在は新しい学校施設の構想を練る段階にあります。

先月――5月17日には講師の方々や早稲田大学の学生さんをお招きして「みんなで考える校舎編―」と題するシンポジウムが開催されたわけでありまして。私は都合があって前半の先生方の講演のみ यूチューブで拝聴しましたが、質疑の中で質問者の方がこのような取組をされる中川村はすばらしいとおっしゃっていたのが大変印象的でありました。

来年度からは、第3期、新たな学校の具現化の段階へ進んでいくわけですが、令和13年、西暦でいいますと2031年の開校に向けて、より一層村民全体でつくる新たな学校の機運を盛り上げていく必要があると考えます。

機運を盛り上げる手だての一策として新たな学校の校名を早期に村民公募することを提案いたします。具体的には、第3期の冒頭、すなわち来年度の上期に公募し、校名を決定してはどうでしょうか。

ここで一般論を述べさせていただきます。一般論です。

人間の個別事象に対する認識において、対象を符号で呼ぶ場合と固有名詞で呼ぶ場合には認知的な差があることが知られております。符号で呼ぶ場合には、情報が抽象化、単純化されて感情的な距離が生まれやすくなるそうであります。一方、固有名詞で呼ぶ場合は、対象をより具体的に認識して個性や特徴を含めた全体像を把握しやすくなるそうであります。

例えば、新幹線と符号で呼ぶ場合と「はやぶさ」と固有名詞で呼ぶ場合の認知的な差を感じていただければ、イメージはしやすいと思います。

現在用いている新たな学校という符号から、〇〇学校もしくは〇〇学園といった具体的名称、すなわち固有名詞に移行することで、来年度から佳境を迎える新たな学校づくりの具現化に向けて村民全体に新たな学校をリアルに感じていただけるのではないのでしょうか。

また、公募することで校名決定に村民自らが関わることができ、さらに選考過程を透明化することでより関心が高まり、村民全体でつくる学校の機運を大いに盛り上げていけると私は考えますが、いかがでしょうか。

教育長の見解をお尋ねいたします。

○教 育 長 今、最初にシンポジウムのお話がありましたが、御参加いただいた方、いただけなかった方がいると思いますので、ちょっと初めにプロジェクトの進捗状況ということで話をさせていただきたいと思います。

現在は新たな学校づくり委員会において基本計画の策定に向けた検討を行っているところでございますが、本年度は、議員からお話がありましたように、いよいよ学校施設の検討に入るという段階まで来ております。

去る5月17日にはキックオフイベントとして新たな学校づくりシンポジウム校舎編を開催しました。事務局や関係者、一般の皆さんを含めまして、120名ほどの皆さんが当日は参加していただいて開催となっております。

前半は、議員も御出席いただけたということで、委員長である長野大学の早坂先生から「中川村が目指す教育の方向」について、それと新たに加わっていただいた早稲田大学の田中先生からは「新しい時代の学校施設のあり方」について話題提供していただきました。前半の部分は一般の参加者の皆さんにはオンライン配信も行いましたが、それに入っていたいただいた方も含めると90名を超える一般の皆さんが参加していただいております。

また、後半は言葉で考えた校舎像を絵に描いて形にするワークショップという

ことで、早稲田大学の田中研究室の学生さんにファシリテートしていただいて、約60名の皆さんに熱く取り組んでいただけました。議員にも参加していただけるとよかったなと思いますけれども、皆さん本当に熱く参加をしていただいたと思います。

やり終えてから参加者の皆さんから楽しかったというお声を聞きましたし、たくさんのお意見をいただきまして、今、ワークショップでいただいた御意見は早稲田大学の田中研究室の学生の皆さんが建築の視点で各グループの検討をまとめていただいているところであります。ですので、それに基づいて、そこをスタートにして本年度の検討は進めていきたいというふうに思っているところです。

また、今回、有志の皆さんの会である夢見る学校プロジェクト実行委員会や学校をともにつくる会の皆さんにも御協力いただいて会を盛り上げていただきまして、参加者の裾野を広げられたなというふうに感謝をしているところでございます。

さて、議員から、より一層村民全体でつくる新たな学校の機運を上げるために新たな学校の校名を早期に村民公募してはどうかと御提案を今いただきました。

これまで、村民に情報が届いていない御指摘、あるいは盛り上がり弱いのではないかっていう御指摘もいただいておりましたが、今回のシンポジウムでは、これまでの取組の積み重ねによって村民の皆さんにも関心を持っていただける段階にも来ているなというふうに思いました。

また、今回は、お子さんにも参加していただくような御配慮もいただいて、子どもたちの意見もいただくようなワークショップになっております。

このように、関心を持って参加してくださる方もだんだん増えてきているというふうに承知をしておりますが、当事者意識を持って関わっていただける方をさらに増やしていくためには何らかの仕掛けが必要だというふうに考えております。

実は、昨年度の委員会の検討の中でも早い段階で校名を公募したらどうかという御意見をいただいております。

首尾よく進めば本年度末には基本計画が策定されますので、来年度は第3期として具体的な準備が始まる段階となります。

早い段階で校名を公募することは、議員も御指摘されたように、村民全体でつくる新たな学校の機運をさらに上げるのに有効だと私も感じますので、提案については前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○4 番 （長尾 和則） 前向きに検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、余談になってしまうようで恐縮ですが、中川中学校が統合する前に、実は、私と教育長は同年ですので、私が西の1974年度の卒業生、教育長が東の1974年度の卒業生なんです。そのときに、教育長ともよく話すんですが、生徒に中川中学校の校章をデザインしてもらおうということで、全員が校章をデザインしました。今でもよく覚えております。

中川村議会 令和7年6月定例会一般質問（6／10） 長尾和則

ああやって関わると、非常に、何ていうんですか、自分たちは入れないんですけれども新しい学校が身近の感じたという記憶はあります。

ちなみに、今の交渉は教育長がデザインしたものが当選したと、ですね。(笑声)

そういう形で、多くの方に関わっていただくということは関心が湧いてまいりますので、ぜひ校名も含めて前向きな対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。